

国立大学法人富山大学役員服務規則

平成 23 年 9 月 13 日制定

平成 25 年 4 月 23 日改正

平成 26 年 4 月 15 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学役員規則第 7 条の規定に基づき、国立大学法人富山大学(以下「大学」という。)の役員の服務に関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めるもののほか、役員の服務に関しては、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)その他の法令及び本学の諸規則等の定めるところによる。

(責務)

第 2 条 役員は、国立大学法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

2 役員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第 3 条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(本学の教育研究等への従事)

第 4 条 役員(学長及び非常勤の役員を除く。)は、職務に支障のない場合に限り学長の承認を得て、本学の教育研究又は診療等に従事することができる。

(兼業)

第 5 条 役員(非常勤の役員を除く。)は、職務に支障のない場合に限り学長の許可を得て兼業に従事することができる。ただし、学長及び監事(非常勤の監事を除く。)が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、文部科学大臣の承認を受けるものとする。

(懲戒)

第 6 条 学長は、役員(学長及び監事を除く。この条において「理事」という。)がこの規則に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があると認めたときは、当該理事を懲戒に処することができる。

2 懲戒の種類については、解雇を解任と読み替えて、国立大学法人富山大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)を準用する。

3 学長は、懲戒を行うに当たっては、解雇を解任と読み替えて、国立大学法人富山大学職員懲戒規則に準じて、その処分量定を決定するものとする。

4 懲戒による減給となった理事に対する給与の減額の方法については、職員就業規則を準用する。

(遵守事項等)

第7条 役員の遵守事項、ハラスメントの防止に関する措置、損害賠償、出張については、職員就業規則又は国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則を準用する。

(休職、研修)

第8条 役員（非常勤の役員を除く。）の休職及び研修については、職員就業規則を準用する。なお、役員（学長及び非常勤の役員を除く。）が研修を行う場合には、事前に学長に申し出るものとし、負傷、疾病その他の事由により役員（非常勤の役員を除く。）を休職とする場合には、役員会の議を経るものとする。

(雑則)

第9条 学長は、この規則に定める事項で特別の事情がある場合又はこの規則によることが著しく不適當であると認める場合には、この規則の規定と異なる取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成23年9月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、既に届出、許可、承認又は同意(以下「許可等」という。)を得ている兼業については、この規則に基づく許可等があったものとして取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月15日から施行する。